

市内大学インターンシップマッチングサポート業務委託業者

選定基準及び評価方法

1 選定基準

本プロポーザルにおける提案に係る採点は、以下の項目について行う。

- (1) 研修を受入れ可能な市内企業の開拓・確保に関すること
学生が希望する職種、期間に研修ができるよう、必要な企業数を確保しリスト化すること。
 - ・企業数（想定する35人程度が研修するのに十分な企業数の確保）
 - ・業種数（多種・多様な研修先の確保）
 - ・募集方法（企業を開拓・確保する具体的な方法）
 - ・方向性（どのような視点で、企業を募集するか）
 - ・企業と繋がり（すでに市内企業とのネットワークを構築しているなど、企業の確保が十分に見込めること）
- (2) 学生と企業のマッチングに関すること
大学と協力し、学生の就職希望等を踏まえて、研修先となる企業を提案すること。
 - ・マッチング方法（専門的なノウハウにより、有益な研修が見込まれるマッチングが行われること）
 - ・大学との連携（大学と適切に役割分担をし、円滑に研修先を決定すること）
- (3) 企業向けインターンシップセミナーの開催に関すること
多くの市内企業が参加し、事業の趣旨などを理解いただけること。
 - ・実施概要（回数・場所）
 - ・周知方法（企業や商工団体へのアプローチ方法）
 - ・説明内容（円滑に研修を実施し、将来的に学生の採用につながること）
 - ・労働関係法令等の説明
 - ・説明者（講師の熟練度など）
- (4) 受入れ企業への実施サポートに関すること
学生を受け入れる企業に対して、研修内容の助言等の支援を行うこと。
 - ・支援内容（具体的なサポートプラン）
 - ・知見の有無（事例の紹介など、専門的なノウハウの有無）
 - ・その他の支援（課題解決等の研修プログラムの提供が可能など）
- (5) 地域の現状・課題の理解に関すること
本市や北洋大学の現状など、事業背景を理解した上で、事業を提案していること。
 - ・本市の理解（総合戦略における課題や地域の産業構造を踏まえた業務遂行）
 - ・大学の理解（教育カリキュラムなどを踏まえた業務遂行）
- (6) 業務実施体制に関すること
本事業は、必要な人員と体制で実施すること。
 - ・サポート体制（市・大学と連携し、企業や学生にサポートを実施）
 - ・連絡体制
 - ・専門人員（専門的知見を持つスペシャリストの導入）

(7) アンケートと報告書に関すること

研修を行った学生と企業を対象に、アンケートを実施すること。
本業務完了後、事業実績やアンケート等を分析し、報告書にまとめて提出すること。
事業における改善点や次年度以降の提案をすること。

- ・アンケート内容（実施方法、アンケートの項目など）
- ・報告内容（データ分析などの項目）
- ・提案内容（次年度以降の事業展開など、今後のビジョンの有無）

(8) その他

本事業の内容を充実するアイデア等の提案があれば評価をする。

2 評価方法

(1) 一次評価（書類審査）の実施

提出された企画提案書等の内容により、選定委員会において一次評価（書類審査）を実施する。一次評価（書類審査）は、本書「1 選定基準」の各項目に基づき採点するものとし、二次評価（プレゼンテーション及びヒアリング）に当該評価結果を引き継がないものとする。

なお、提案者が4者以上あった場合には、一次評価の結果に基づき、二次評価（プレゼンテーション及びヒアリング）を実施する3者を選定することができるものとする。この場合、一次評価（書類審査）の実施後、速やかに全ての提案者に対し、評価結果を通知する。

(2) 二次評価（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施

- | | | |
|---------|--|-----------------|
| ア 実施日時 | 令和4年5月24日（火） | 開始時間は提案者に別途通知する |
| イ 実施場所 | 苫小牧市旭町4丁目5番6号 | 苫小牧市役所 |
| ウ 実施方法 | 対面またはオンラインでのテレビ会議等による。なお、詳細な設定については、提案書提出後に事務局と十分な協議を行うこと。 | |
| エ 時 間 | 参加者は、プレゼンテーション開始5分前までに準備を完了すること。
プレゼンテーションの制限時間は、20分以内とし、終了5分前及び1分前に事務局がベルで合図する。説明終了後、選定委員から提案内容に関する質疑応答を30分程度行う。 | |
| オ 機 材 | ヒアリング会場における設備は、パソコン、プロジェクター、スクリーン、マイクスピーカーを事務局で準備する。その他に必要な設備は参加者により準備すること。オンラインによる場合の提案者側の通信方法については、提案者の責任の範囲とする。 | |
| カ そ の 他 | 説明資料は申請書の提案内容に沿ったものに限り認める。
また、参加者から選定委員に対する質問は認めない。 | |

3 評価基準

(1) 判定

各評価項目の評価点数は、「優れている内容から順に5点、4点、2点、1点、0点」の5段階で判定し、50点満点する。

なお、上記選定基準のうち項目1(1)～(2)については重要項目であるため、評価点数を割増する。

(2) 優先交渉権者の選定

各評価項目の合計点数が6割を超えた事業者の中から最高得点者を優先交渉権者とする。(提案に対する結果は後日通知)

なお、選定委員会で選定した事業者が、採用の辞退その他の理由で契約できない場合は、次点者を交渉権者とする。